

事務連絡  
令和2年4月3日

各 都道府県  
政令指定都市  
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする  
児童への対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）（以下「医療的ケア児対応事務連絡」という。）でお示ししているところです。

この度、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「軽症者等対応事務連絡」という。）が発出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の確定患者である軽症者等が医療的ケア児や医療的ケアを必要とする成人（以下「医療的ケア児等」という。）と同居している場合の考え方について取りまとめましたので、下記の点にご配慮いただけよう、管内市区町村・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合も、軽症者等対応事務連絡の基本的な考え方へ従う。
- 2 医療的ケア児等は、基礎疾患を有し重症化するおそれが高い者に該当することから、新型コロナウイルス感染症の確定患者である軽症者等は、軽症者等対応事務連絡の2（1）対象者の二つ目の〇の通り、利用可能な入院病床数の状況を踏まえて入院が可能なときは入院措置となる。この場合、軽症者等以外の同居者等の支援により医療的ケア児等が在宅生活を維持できるよう、以下のよう配慮をする必要がある。

(1) 他の同居者等が医療的ケア児等の支援をする場合、医療的ケア児対応事務連絡にある通り、以下の対応をお願いしたい。

- ・ まずはご本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関に相談する
  - ・ 在宅生活の支援について相談支援事業所などとよく相談し、訪問看護や居宅介護などの利用を検討する
- 等により対応する。

在宅生活の支援に際し必要になる居宅介護等の訪問系サービスの支給量の決定については、地域のサービス供給体制を考慮しつつ、事態の緊急性に鑑みて柔軟に対応いただきたい。

(2) 前記の場合であって、家庭の状況などにより、軽症者等に代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童をよく理解している親類宅等に一時的に居所を移すことも考えられるほか、かかりつけの医療機関や相談支援事業所に相談し、軽症者等対応事務連絡の2の四つめの○の「自宅療養」における「当該高齢者等は、基本的には濃厚接触者に当たるため、移動に際しての対応、移動後の健康管理等については、保健所の指示に従う」とこととした上で、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院を検討する。

3 また、地域における入院を要する患者の増大により、入院治療が必要な者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断された場合は、軽症者等が入院措置となる対応はなくなり、軽症者等対応事務連絡の2の四つめの○のように軽症者等は宿泊での療養もしくは自宅療養を行うこととなる。

軽症者等が宿泊での療養を行う場合は、1の(1)もしくは(2)の対応を検討することになる。

軽症者等が自宅療養をする場合は、基本的には1の(2)の対応を検討いただくことになるが、あらゆる医療的ケア児等の一時的な居所の移動先を検討してもなおそれが困難な場合は、引き続き医療的ケア児等と軽症者等が同居する状況も想定しておかなければならない。この場合、軽症者等対応事務連絡の2の4つめの○の「自宅療養」にある通り、軽症者等と同居家族等の生活空間を必ず分けること、軽症者等と同居する家族については、基本的には濃厚接触者に当たるため、当該家族の健康観察等については所管する保健所と相談していただきたいことに加えて、1の(1)の対応も必要である。なお、自宅療養時の感染管理対策については、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)の「2. 自宅療養時の感染管理対策について」を参考にすること。

医療的ケア児等のご家庭がどの方法を選択するかについては、医療的ケア児等の軽症者等以外の支援者の状況、医療的ケア児等の体調やケアの内容、移動先の受入

れ体制等を踏まえ、かかりつけ医や相談支援事業所、自治体とよく相談の上でご対応いただきたい。

以上

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」  
(令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」  
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」  
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線3037, 3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : [shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)